

別紙

令和 7 年度青森県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要領

1 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の修得を目的とする。

2 実施主体

青森県

ただし、研修の実施については公益社団法人青森県老人福祉協会に委託する。

3 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（就任予定の者を含める。）であって、痴呆介護実務者研修・基礎課程、認知症介護実践者研修又は平成 17 年度認知症高齢者グループホーム管理者研修の修了者

※介護支援専門員を想定しているが、介護支援専門員の資格を有さない者であって、サテライト小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト看護小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（就任予定の者を含める。）も受講可

4 研修日程

令和 7 年 11 月 20 日（木）～21 日（金）

5 研修募集人員

50 名程度

6 研修内容

別添「令和 7 年度青森県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修カリキュラム」による。

7 受講の申込み等

受講の申込みは、市町村長が別添様式 1 を県に提出することにより行う。

受講の決定は、県が市町村長に通知する。

なお、申込者が定員を超えた場合は、県において選考する。

8 研修に要する経費

(1) 受講手数料は 9,600 円とする。

(2) 市町村長から受講決定の通知を受けた者に係る受講料の納入は、受講者が別添様

式2に9,600円分の青森県収入証紙を貼付し、研修初日の7日前までに簡易書留等により県に送付するものとする。

(3) 納入された手数料は還付しない。

9 受講申込みに当たっての留意事項

申込者多数の場合の選考方針は以下の順で優先するものとする。

- (1) 令和7年度中に指定小規模多機能型居宅介護事業所等を開設又は開設予定の事業所職員
- (2) 令和8年度以降に指定小規模多機能型居宅介護事業所等を開設又は開設予定の事業所職員
- (3) 上記以外の事業所職員

10 受講申込み期限

令和7年10月17日（金）必着